

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	③消費下支え等を通じた生活者支援	プレミアム付き商品券発行事業【令和6年度補正分】	①食料品などの物価高騰が続く中で、消費者の生活支援を行うとともに、市内の消費を下支えし、地域経済の活性化を図るため、市内の対象店舗で使用できる最大40%分のプレミアム率を付与した「清須げんき商品券」を販売する。 ②7,000円分(通常分6500円+中小店舗限定分500円)の商品券を5,000円で販売し、その差額(プレミアム分)の負担金へ充当する。 ③1,500円×62,000冊=93,000,000円、500円×33,000冊=16,200,000円 ④清須市民	R7.7	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食無償化事業【令和6年度補正分】	①食料品等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯の経済的支援として、市立小中学校の給食費を今年5月から7月までの3か月間無償化する。 ②学校給食費の減免分へ充当する。 ③小学校児童分 4,100円×3,944人×3か月=48,511,200円、中学校生徒分 4,800円×1,865人×3か月=26,856,000円 ④公立小中学校に通う生徒・児童の保護者(教職員分は対象外)	R7.5	R7.7
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費(物価高騰対応分)【令和6年度補正分】	①食料品等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯の経済的支援として、食料品の物価高騰により増加する学校給食の賄材料費について、本来であれば保護者からの実費負担を求めるところ、保護者に対して新たな負担を求めないこととし、公費により負担する。 ②食料品の価格高騰により増加する学校給食の賄材料費へ充当する。 ③【小学校児童分】1年生4月分:300円×623人×1月=186,900円、1年生5月～3月分:400円×623人×10月=2,492,000円、2年生～6年生:400円×3,321人×11月=14,612,400円、【中学校生徒分】1年生～2年生:400円×1,223人×11月=5,381,200円、3年生4月～2月分:400円×642人×10月=2,568,000円、3年生3月分:200円×642人×1月=128,400円 ④公立小中学校に通う生徒・児童の保護者(教職員分は対象外)	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費等臨時給付金給付事業【令和6年度補正分】	①食料品等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯の経済的支援として、私立の小中学校に通う子どもなど、学校給食無償化事業及び給食費引き上げに係る公費負担の対象とならない子どもを持つ保護者に対し、給食費相当額の給付金を給付する。 ②給食費相当額の給付金へ充当する。 ③【小学校児童分】1年生:16,600円、2年生～6年生16,700円、【中学校生徒分】1年生～2年生:18,800円、3年生:18,600円 ④私立の小中学校に通う子どもや不登校の子どもなど、学校給食無償化事業及び給食費引き上げに係る公費負担の対象とならない子どもを持つ保護者(教職員分は対象外)	R7.6	R7.9
5	③消費下支え等を通じた生活者支援	プレミアム付き商品券発行事業【令和7年度予備費分】	①食料品などの物価高騰が続く中で、消費者の生活支援を行うとともに、市内の消費を下支えし、地域経済の活性化を図るため、市内の対象店舗で使用できる最大40%分のプレミアム率を付与した「清須げんき商品券」を販売する。 ②7,000円分(通常分6500円+中小店舗限定分500円)の商品券を5,000円で販売し、その差額(プレミアム分)の負担金へ充当する。 ③1,500円×62,000冊=93,000,000円、500円×33,000冊=16,200,000円 ④清須市民	R7.7	R8.3
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食無償化事業【令和7年度予備費分】	①食料品等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯の経済的支援として、市立小中学校の給食費を今年5月から7月までの3か月間無償化する。 ②学校給食費の減免分へ充当する。 ③小学校児童分 4,100円×3,944人×3か月=48,511,200円、中学校生徒分 4,800円×1,865人×3か月=26,856,000円 ④公立小中学校に通う生徒・児童の保護者(教職員分は無償化の対象外)	R7.5	R7.7

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
7	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費(物価高騰対応分)【令和7年度予備費分】	①食料品等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯の経済的支援として、食料品の物価高騰により増加する学校給食の賄材料費について、本来であれば保護者からの実費負担を求めるところ、保護者に対して新たな負担を求めないこととし、公費により負担する。 ②食料品の価格高騰により増加する学校給食の賄材料費へ充当する。 ③【小学校児童分】1年生4月分:300円×623人×1月＝186,900円、1年生5月～3月分:400円×623人×10月＝2,492,000円、2年生～6年生:400円×3,321人×11月＝14,612,400円、【中学校生徒分】1年生～2年生:400円×1,223人×11月＝5,381,200円、3年生4月～2月分:400円×642人×10月＝2,568,000円、3年生3月分:200円×642人×1月＝128,400円 ④公立小中学校に通う生徒・児童の保護者(教職員分は対象外)	R7.4	R8.3
8	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費等臨時給付金給付事業【令和7年度予備費分】	①食料品等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯の経済的支援として、私立の小中学校に通う子どもなど、学校給食無償化事業及び給食費引き上げに係る公費負担の対象とならない子どもを持つ保護者に対し、給食費相当額の給付金を給付する。 ②給食費相当額の給付金へ充当する。 ③【小学校児童分】1年生:16,600円、2年生～6年生16,700円、【中学校生徒分】1年生～2年生:18,800円、3年生:18,600円 ④私立の小中学校に通う子どもや不登校の子どもなど、学校給食無償化事業及び給食費引き上げに係る公費負担の対象とならない子どもを持つ保護者	R7.6	R7.9
9	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費(令和7年9月引き上げ分)	①食料品等の物価高騰が想定以上に進むなかで、必要な栄養基準を満たす給食を提供するため、令和7年9月分から学校給食費を引き上げ、本来であれば保護者からの実費負担の増加を求める必要があるところ、保護者に対して新たな負担を求めないこととし、公費により負担する。 ②食料品の価格高騰により増加する学校給食の賄材料費へ充当する。 ③【小学校児童分】1年生:400円×3,944人×7月＝11,043,200円【中学校生徒分】1年生～2年生:400円×1,223人×7月＝3,424,400円、3年生9月～2月分:400円×642人×6月＝1,540,800円、3年生3月分:200円×642人×1月＝128,400円 ④公立小中学校に通う生徒・児童の保護者(教職員分は対象外)	R7.9	R8.3
10	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費等臨時給付金給付事業(令和7年9月引き上げ分)	①食料品等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯の経済的支援として、私立の小中学校に通う子どもなど、令和7年9月からの給食費引き上げに係る公費負担の対象とならない子どもを持つ保護者に対し、給食費相当額の給付金を給付する。 ②給食費相当額の給付金へ充当する。 ③【小学校児童分】1年生～6年生2,800円、【中学校生徒分】1年生～2年生:2,800円、3年生:2,600円 ④私立の小中学校に通う子どもや不登校の子どもなど、学校給食無償化事業及び給食費引き上げに係る公費負担の対象とならない子どもを持つ保護者(教職員分は対象外)	R7.9	R8.1